



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1

○ 告示

- 77 令和4年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 2
- 78 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 4
- 79 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 5
- 80 保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課)..... 5
- 81 保安林予定森林 (")..... 5
- 82 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 6
- 83 " (")..... 6
- 84 " (")..... 6
- 85 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 7
- 86 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)..... 7
- 87 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (")..... 8
- 88 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 8
- 89 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 8

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)..... 9
- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)..... 12

○ 監査公表

- 監査公表第2号 12
- 監査公表第3号 14

○ 正誤

- 令和4年12月27日付け和歌山県報第375号和歌山県告示第1437号中 15

規 則

和歌山県規則第1号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------|---------------|
| (児童相談所長の指導措置) | (児童相談所長の指導措置) |

第10条 児童相談所長は、法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号の規定により、児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は法第26条第1項第2号の市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるもの（以下「児童家庭支援センター等」という。）に指導を委託するときは、当該児童福祉司若しくは児童委員又は当該児童家庭支援センター等に対し、その指導について参考となる事項を指示しなければならない。

第11条 略

第10条 児童相談所長は、法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号の規定により、児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は法第26条第1項第2号の市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（以下「児童家庭支援センター等」という。）に指導を委託するときは、当該児童福祉司若しくは児童委員又は当該児童家庭支援センター等に対し、その指導について参考となる事項を指示しなければならない。

第11条 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第77号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度行政事務用パソコン賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者
イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（キ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（エ）又は（カ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）システム監査技術者

（イ）プロジェクトマネージャ

（ウ）ネットワークスペシャリスト

（エ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）

（オ）ITサービスマネージャ

（カ）システム運用管理エンジニア

（キ）情報セキュリティスペシャリスト

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができ

る。

- (4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年1月20日（金）から同年2月3日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年1月23日（月）午前9時から同年2月6日（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年1月23日（月）から同年2月10日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和5年2月10日（金）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和5年2月20日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第78号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指定医師名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|-------|------|-------|---------------|----------|
| 北出俊一 | 外科 | 北出病院 | 御坊市湯川町財部728-4 | 令和4.12.8 |

和歌山県告示第79号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源伏原店
和歌山県橋本市高野口町伏原106番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第990号
- 3 意見の概要
騒音・振動・粉じん・水質汚濁等について、周辺地域へ影響を及ぼさないように留意すること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
橋本市経済推進部シティセールス推進課（橋本市東家一丁目1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和5年1月20日から同年2月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第80号

令和4年和歌山県告示第1358号（以下「告示第1358号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方
森本林之助
- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由
告示第1358号のとおり

和歌山県告示第81号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字井ノ又366、369の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第82号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第83号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第84号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第85号

令和4年和歌山県告示第1363号（以下「告示第1363号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
宮本登
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1363号のとおり

和歌山県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和2年2月25日付け和歌山県告示第273号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
晩稲（114）（I-50243）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
晩稲（114）（I-50243）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第88号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指定年月日 | 道 路 | |
|------|-----------------------------|--|-------------|-------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3615 | 橋本市胡麻生字中ノ町312番1の一部、320番1の一部 | 橋本市東家五丁目4番1号 丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦 | 令和 5.1.5 | 6.00 | 62.94 |

和歌山県告示第89号

業務用パソコン等賃貸借及び保守業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
業務用パソコン等賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
FLCS株式会社関西支店

大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号

- 5 落札金額
581,790円（うち消費税及び地方消費税の額52,890円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年11月15日

公 告

入 札 公 告

令和4年度行政事務用パソコン賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和4年度から令和10年度まで
 - (2) 業務の名称
令和4年度行政事務用パソコン賃貸借
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
 - (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - (5) 業務の期間
契約締結日から令和10年9月30日（土）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和5年和歌山県告示第77号に規定する令和4年度行政事務用パソコン賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - (2) 期間
令和5年1月20日（金）から同年3月1日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和5年1月23日（月）午前9時から同年

2月6日（月）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課別室

イ 入札日時

令和5年3月2日（木）午後3時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和5年3月2日（木）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることがで

きるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204003@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of personal computers for administrative affairs in the fiscal year 2022

(2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 2 March 2023 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 2 March 2023)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204003@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年1月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・15号文里湾横断道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県田辺市新庄町字東跡之浦
追加する部分
和歌山県田辺市神島台
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年1月27日から同年2月10日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 谷 洋 一

和歌山県監査委員 多 田 純 一

- 1 監査の対象
3の監査対象機関の財務に関する事務の執行
- 2 監査の着眼点
(1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。

- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|--------------|-----------|
| 那賀振興局 | 令和4年9月29日 |
| 紀北県税事務所 | 〃 |
| 和歌山県立仙溪学園 | 〃 |
| 和歌山県立高等看護学院 | 〃 |
| 和歌山県立粉河高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立貴志川高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立那賀高等学校 | 〃 |
| 和歌山県岩出警察署 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

ア 那賀振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 那賀振興局健康福祉部

(ア) 郵便切手及びはがきの管理において、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。

a 郵便切手類使用簿のはがきの「払」欄の記載について、使用枚数を記載すべきところ、他課への引渡枚数を記載し、当該引渡しを受けた課においては、未使用分を返却することなくそのまま保管していた。

b 郵便切手類使用簿について、令和4年3月末の残高を記入する行を設けておらず、また、当該時点における複数職員による現物確認及び検印が行われていなかった。

c 令和4年度の郵便切手類使用簿を作成していなかった。

イ 那賀振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。

(イ) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 四半期ごとの現物確認が行われていなかった。

b 使用年月日の記載が漏れていた。

c 使用年月日の記載が誤っていた。

(ウ) 令和3年度排水ポンプ車運転業務委託に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 紀北県税事務所

納税証明書の交付において、手数料として収納した定額小為替証書の有効期間が経過していたため、不渡手形返却料を支払っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立粉河高等学校

スライダー黒板調整業務委託料の支出について、支払が遅延していたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|--------------------------|------------|
| 伊都振興局 | 令和4年10月20日 |
| 和歌山県農林大学校 | 〃 |
| 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立紀北工業高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立紀北農芸高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立笠田高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立伊都中央高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立きのかわ支援学校 | 〃 |
| 和歌山県橋本警察署 | 〃 |
| 和歌山県かつらぎ警察署 | 〃 |

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

ア 伊都振興局地域振興部

虚偽の申請による超過勤務手当の不正受給及び通勤状況確認に関する虚偽の申立てが発覚したが、今後、このような事態が生じることをないよう万全を期されたい。

イ 伊都振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) つり銭用資金について、現金1万円を亡失する事案が発生していたので、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じるとともに、公金の厳正な取扱いを徹底されたい。

(イ) つり銭用資金管理簿において、かい長等による確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 現金出納簿において、出納員の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) プリンター賃貸借契約の変更に係る決裁について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局農林水産振興部

ため池等整備工事に係る建設工事請負変更契約において、「解体工事に要する費用等」に関する添付書面の記載項目中、再資源化等をするための施設が変更されているにもかかわらず、当該施設の名称が変更されていない事例が昨年度に引き続きあったので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 収入印紙類使用簿において、検印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 排水ポンプ車に搭載されている発電機の修繕業務委託の支出負担行為の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

(ア) 超過勤務手当において、週休日の振替を行ったが、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀北工業高等学校

旅行命令において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立きのかわ支援学校

教職員腰痛検査業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったで、適正に処理されたい。

キ 和歌山県かつらぎ警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

正 誤

正 誤

令和4年12月27日付け和歌山県報第375号和歌山県告示第1437号中

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|----------------------|------------------------|
| 12 | 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 |